



(電子メール施行)
建指第 1559 号 - 5
令和元年10月 1 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

「兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針」の改正について（通知）

兵庫県浄化槽指導要綱などの円滑な運用を図ることを目的として設計・施工上の具体的な取扱事項を定めている標記運用指針について、処理対象人員算定基準2のただし書に係る用語の統一、提出書類の明確化などの改正を行い、下記（「兵庫県」ホームページ）に掲載しましたので通知します。

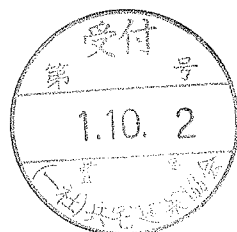
なお、この改正は、用語の統一や記載内容の明確化を行うことが主な目的であることから、この改正前の具体的な取扱事項を変更するものではありませんが、処理対象人員算定基準2のただし書の適用に関して、「増改築を伴わないが自主的に既設のみなし浄化槽を浄化槽に取り替える場合等」の解釈については、今後、合併処理浄化槽への転換が促進されることが想定されることから一定の運用を統一することが望ましいと考えられるため、別途、通知します。

また、本件は、兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針の掲載アドレス

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/documents/r01.pdf>



問合せ先：県土整備部住宅建築局
建築指導課建築指導班
担当：塩谷
Tel：(078)341-7711（内線）4718
Fax：(078)362-4455

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

住宅に係る尿尿浄化槽の処理対象人員の算定基準について (通知)

尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法は、昭和44年建設省告示第3184号により、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302)」(以下「処理対象人員算定基準」という。)に定めるところによるものとされているところです。

処理対象人員算定基準では、「2. 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書(以下「処理対象人員算定基準2のただし書」という。)で「建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料等を基にしてこの算定人員を増減することができる」とされています。

これにより、「兵庫県浄化槽設計・施工上の運用指針」の「4. 人員算定及び設計水量・水質の算定基準」では、「増改築を伴わないが自主的に既設のみなし浄化槽を浄化槽^{※1}に取り替える場合等、既存建築物の最大日実績汚水量から算定した日計画汚水量が指導要綱^{※2}別表1による設置しようとする浄化槽の日平均汚水量を下回る場合」等であって、「最大日実績汚水量は、処理対象人員算定基準2のただし書を考慮しない場合の指導要綱^{※2}別表1による日平均汚水量の2分の1以上とする」場合に処理対象人員算定基準2のただし書を適用することができることとしています。

この「増改築を伴わないが自主的に既設のみなし浄化槽を浄化槽^{※1}に取り替える場合等」の解釈について、下記のとおりとしますので、通知します。

なお、本件は、兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課と協議済みであることを申し添えます。

記

「増改築を伴わないが自主的に既設のみなし浄化槽を浄化槽^{※1}に取り替える場合等」には、「住宅の実居住人員^{※3}が4人以下^{※4}であって、自主的に既設のくみ取便所を浄化槽^{※1}を設けた水洗便所に取り替える場合(増築又は改築を伴う場合にあっては、これらに係る床面積の合計が既存建築物の延べ面積の2分の1を超えない場合に限る。)」が含まれる。

なお、この場合の合併処理浄化槽の処理対象人員の算定例については、別紙を参照してください。

※1 合併処理浄化槽

※2 兵庫県浄化槽指導要綱

※3 居住人員が増加した場合の増加後の実居住人員を含む

※4 台所、浴室及び便所が2箇所以上ある延べ面積200㎡以上の2世帯住宅等に処理対象人員が7人の合併浄化槽を設ける場合にあっては、住宅の実居住人員が6人以下

自主的に既設のくみ取便所を合併処理浄化槽を設けた水洗便所に取り替える場合の合併処理浄化槽の処理対象人員の算定例（一戸建ての住宅の場合）

1 算定（判定）方法

$$W_a \geq W_{mp}$$

W_a ：日平均汚水量（ m^3 /戸・日）

W_{mp} ：最大日実績汚水量から算定した日計画汚水量（ m^3 /戸・日）

W_{mp} は、次の(1)及び(2)のうちいずれか多いものとする。

$$(1) W_{mp1} = \frac{\text{既存建築物の過去3年分程度の使用水量の最大量 (} m^3 \text{/戸・月)}}{\text{日数 (日/月)}} \times \frac{200 \text{ (リットル)}}{150 \text{ (リットル)}}$$

注) W_{mp1} は、水洗便所とすることにより増加する水道使用量等を考慮したものとする。
また、実居住人員の増加に伴う水道使用量等を考慮したものとする。

$$(2) W_{mp2} = \frac{\text{下表の日平均汚水量 (リットル/戸・日)}}{2 \times 1,000}$$

表

番号	建築用途			処理対象人員		日平均汚水量及び水質 (BOD)		排水時間	
				算定式	算定単位	浄化槽			
						日平均汚水量	BOD		
2	住宅 施設 関係	イ	住宅	$A < 150 m^2$	$n = 5$	n：人員 (人) A：延べ面 積(m^2)	1,000リットル/ 戸・日	200ミリグラム/ リットル	12
				$150 m^2 \leq A$	$n = 7$		1,400リットル/ 戸・日		
				(2世帯等) $200 m^2 \leq A$	$n = 10$		2,000リットル/ 戸・日		

兵庫県浄化槽指導要綱 別表1を抜粋・一部改変

2 算定例

【条件】

- ・既存建築物の用途：一戸建ての住宅（実居住人員：2人（現在）、4人（予定））
- ・既存建築物の延べ面積：160 m^2 （表では、7人（1,400リットル/戸・日））
- ★合併浄化槽の処理対象人員（日平均汚水量）：5人（1,000リットル/戸・日）
- ・既存建築物の過去3年分の使用水量の最大量：9 m^3 /月（9月分）
（使用水量には、井戸水のものを含む。）

【算定】

$$W_{mp1} = 9 \div 30 \text{ (日)} \times 200 / 150 \div 2 \text{ (人)} \times 4 \text{ (人)} = 0.8 \text{ (} m^3 \text{/戸・日)}$$

$$W_{mp2} = 1,400 \div (2 \times 1,000) = 0.7 \text{ (} m^3 \text{/戸・日)}$$

$$W_{mp} = \max(W_{mp1}, W_{mp2}) = 0.8 \text{ (} m^3 \text{/戸・日)} \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

$$W_a = 1,000 \text{ (リットル/戸・日)} \div 1,000 = 1.0 \text{ (} m^3 \text{/戸・日)} \dots \dots \dots \textcircled{2}$$

【結論】

①, ②より、 $W_a \geq W_{mp}$ であることから、建築基準法施行令第35条の規定に適合するものであって、処理対象人員が5人の合併処理浄化槽を設けることができる。